

みなべ町 学童保育所 利用のしおり

【目次】

- 学童保育所及び施設の概要、対象児童、保育時間について・・・ 2～3
- 休業日、保育料及びおやつ代等、昼食について・・・・・・・・・・ 3～4
- 行き帰り及び外出、病気・けが等の連絡及び届出について・・・・ 4～6
- 災害時及び気象警報等発令時の対応について・・・・・・・・・・ 6～7

みなべ町教育委員会 教育学習課 幼児教育室
〒645-0026
みなべ町谷口301番地4
TEL 74-3738
FAX 74-3621

みなべ町学童保育所の概要

保護者（両親）が共働きで放課後子どもが帰宅しても誰もいない。家が商売などを
していて子どもみてやれない。その他いろいろな事情で、学校が終わってから夕方ま
で子どもを預かってくれるところがない家庭のために設置したものです。

学童保育所（放課後児童クラブ）は、保護者の方が安心して働けるよう、子どもに
遊び及び生活の場を提供し、交通事故やその他の危険から守れるように配慮しつつ、
児童自らが回避できるよう援助しながら、保護者や学校等の関係機関と連携して、子
どもの健全な育成を支援する場です。

施設の概要

名称：南部第一学童保育所

所在：みなべ町北道２８９番地（南部小学校敷地内）

電話：７２－４８４８

名称：南部第二学童保育所

所在：みなべ町北道２８９番地（南部小学校敷地内 特別教室棟２階）

電話：７２－２２４１

名称：南部第三学童保育所

所在：みなべ町北道２８９番地（南部小学校敷地内 特別教室棟２階）

電話：７２－２２６１

※南部学童の土曜日の利用は全員南部第一学童保育所となります。

名称：上南部第一学童保育所

所在：みなべ町谷口３０１番地４（生涯学習センター敷地内）

電話：７４－３１３３

名称：上南部第二学童保育所

所在：みなべ町谷口５４９番地（上南部小学校敷地内）

電話：７４－３１１３

※上南部学童の土曜日の利用は全員上南部第一学童保育所となります。

対象児童

みなべ町立小学校に就学中の児童で、保護者の就労等により、放課後や学校休業日に、家庭において保育に欠ける児童

※ 保護者が家庭で保育できる日（仕事がお休みの平日・土曜日等）は、児童をお預かりすることが出来ません。その旨学童保育所へご連絡いただき、ご家庭での保育をお願いいたします。お仕事が早く終わったときなども、早めのお迎えをお願いします。

開所時間

平日：放課後～午後6時

土曜日、学校の臨時休業日及び長期休業日：午前8時～午後6時

休業日

- ・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ お盆 8月12日～16日
- ・ 年末年始 12月29日～翌年の1月4日

※上記を原則としますが、変更する場合があります。

保育料

月額 最高6,000円（所得等によって段階有り。学童保育料金表をご参照下さい。）

4月～8月までの保育料は、前年度の市町村民税額により算出した保育料とし、9月～翌年3月までは当年度の市町村民税額により算出した保育料とします。支払い方法は口座振替による翌月払いです。（振替日は毎月10日、休日の場合はその翌日）

長期休暇中の入所を申込みされている場合で、冬休み期間中入所される方は、2月10日に保育料が引き落とされます。また、春休み期間中入所される方は、年度がまたがりますので、3月分は4月10日に、4月分は5月10日に、保育料月額の半額ずつの引き落としになります。

兄弟姉妹で入所される場合は、2人目以降は半額となります。保育料振替済領収書は発行いたしませんので、必要な方は教育委員会までご連絡ください。

【 注 意 】

当初申し込んでいた期間の変更や、事情により1ヶ月以上欠席となる場合は、前月末までに届出書に記入の上、学童保育所または教育委員会まで必ずご提出ください（届出書は南部学童保育所と教育委員会にあります）。長期休暇のみのお申し込みの方についても同様です。

ご提出がない場合は、その月の児童の出席の有無に関わらず、保育料月額分を引き落としさせていただきます。

（例）7月や夏休みを利用しない場合 → 6月末までに利用期間変更・中止届の提出が必要（7月に入ってからの申出は7月分の保育料徴収有り）。

おやつ代・保険料等

おやつ代は実費です。毎月末に精算して、集金袋をお渡ししますので、お迎えのときに渡してください。

学童保育中の事故や怪我等に備えてスポーツ安全保険に加入していただきます。保険料は年間800円で、送付する納入通知書でお支払いください。申込期間に関係なく一律年間800円です。年度初めから全員加入できるよう手続きを行いますので、入所申込の取り下げを希望される場合は、期限までにお申し出下さい。

昼食について

土曜日や学校休業日に、1日学童保育所を利用する場合は、お弁当と水筒を持たせてください。

行き帰りについて

学校が終わったら直接学校から学童保育所に行くこと、交通事故等に遭わないよう指定の通学路を通ることなどをご家庭で指導してください。

帰りは基本的に保護者の方のお迎えをお願いします。必ず閉所時間である午後6時までにおこしてください（難しい場合は、ファミリーサポート・センターの活用等をご検討ください）。ただし、保護者の方から学童保育所へあらかじめ申し出があった場合に限り、児童のみの帰宅を認めます。申し出の際は、帰宅させたい時間を学童保育所へお伝えください（ただし児童帰宅時間は原則17時までとします）。急遽、歩いての帰宅をお電話で連絡いただいた場合は、児童の安全のため（不審者対策等）、折

り返し電話をし確認させていただきます。

行き帰り途中の事故等に関する責任は負いかねますのでご了承ください。

お車での送迎について ※南部学童保育所

お車で送迎される場合は、必ず、駐車場にとめていただきますようお願いします。体育館側道路への駐車は交通の妨げになります。住民の方や児童の安全のためにもご遠慮ください。

また、お迎えの際、基本的には児童の安全のため各学童保育所入口までのお迎えをお願いしていますが、事情により入口までのお迎えが難しい場合は、学童保育所指導員までご相談ください。

学童保育所からの外出について

習い事等で外出する必要がある場合は、あらかじめ申し出が必要です。

なお、外出中の事故等に関する責任は負いかねますのでご了承ください。

病気・ケガ等について

お子さんに基礎疾患やアレルギーがある場合は、あらかじめお知らせください。

病気（発熱、下痢、体調不良など）のときは、学童保育所を休ませてください。

学童保育中に、擦り傷など軽度な怪我をした時は、応急処置で対応の上後ほど報告させていただきますが、病気のとくと、怪我で病院を受診した方が良いと判断できる場合や、判断に迷う場合は、保護者の方に連絡・相談しますので、お迎えに来てください。

感染症【はしか、風疹、水疱瘡、百日咳、インフルエンザ、おたふくかぜ等】にかかった場合は、医師の診断を受けたうえ、感染のおそれがないと診断されるまで必ず休ませてください。インフルエンザ等で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖になったときは、学童保育所も必ず休ませてください。

新型コロナウイルス感染症について、関連する連絡を学校へした際は、あわせて学童保育所に通っている旨をお伝えいただくか、学童保育所へも連絡をお願いします。感染予防のため、学校と同様に毎日検温し、平熱であることを確認した上で登所してください。また、学童保育所でもマスクの着用をお願いしています。マスクを忘れた際やなくした際などは、学童保育所でもマスクをお渡ししますが、数に限りがあります。

すので、一枚につき10円をおやつ代とともに徴収させていただきます。ご家庭で、予備のマスクを持たせていただくようお願いいたします。

連絡及び届出について

★ 病気等で欠席または早退するときは、必ず学童保育所に連絡してください。

1年生から3年生までは連絡ノートをお配りします。出欠に関することやその他の連絡等にお使いくください。学童からの連絡に使用する場合がありますので、登所する日は必ず持たせてください。4年生から6年生については希望者のみ配布します。活用される場合は学童保育所までお申し出ください。

★ 学童保育所をやめる、休所するなど、申込時から利用期間を変更したい場合は、前月末までに届出書に記入の上、学童保育所または教育委員会までご提出ください（届出書は南部学童保育所と教育委員会にあります。必要な場合お申し出ください）。

また、下記に該当する場合は、教育委員会まで必ずご連絡ください。

- ・勤務内容等に変更があった場合や転職した場合等、入所を必要とする理由に変更があったとき（再度「就労証明書等」の提出が必要となります）。
- ・住所、勤務先、連絡先、家族構成などが変わったとき。
- ・育児休暇に入る場合（特段の事情がない限り、学童保育所を休所していただくこととなります）。

災害時について

気象警報発令時の対応については、次頁のとおりとしますのでご確認ください。

『ぐるりんメール』に登録していただくと、一斉メールでお知らせします。

ぐるりんメールは気象警報発令時以外にも使用することがあります。迅速な情報共有のため、ご登録くださいますようお願いいたします（未登録の方で登録を希望される場合は登録用紙を発行しますので、教育委員会までご連絡ください）。

気象警報発令時の対応について

みなべ町に発令されたとき、下記のとおり対応しますので、ご家庭におかれましては、その趣旨をご理解、ご協力頂きたくお願いします。

1. 暴風警報・大雨警報・洪水警報・津波警報のいずれかの警報

〈学校が休みの日：学童保育所へ来る前に発令された場合〉

- ① 午前7時の時点で警報が発令されている場合は自宅待機とします。
- ② 午前7時～午前11時までの間に警報が解除された場合は、解除された2時間後をめぐりに開所します。開所時間はぐるりんメールと町内放送でお知らせしますが、確認できない場合等は教育委員会までお問い合わせください。
- ③ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は休所となります。
- ④ 上記①～③を原則としますが、その日の状況等により変更する場合があります。

〈学校就業時間中：学童保育所へ来る前に発令された場合〉

学校の先生の指示に従ってください。学童保育所は休所となります。

〈学童保育所中に発令された場合〉

安全性に配慮し、学童保育所で状況を判断して対処しますが、基本的には保護者の方のお迎えをお願いします。

これらのことを基本として、児童の安全確保に努めてまいりますのでよろしくお願い致します。

～ 補足 学童保育所入所申し込みについて ～

学童保育所への入所は年度ごととなりますので、申込は毎年行っていただく必要があります。年度当初申込の受付は例年11月に実施しており、町の広報や学校を通して配布するプリント等でご案内します。来年度も入所を希望される場合は、ご確認の上、忘れずにお申し込みください。